

本論文は

世界経済評論 2016年3/4月号

(2016年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン販売

EU の対中国通商戦略

中央大学経済研究所客員研究員 田中 素香

たなか そこう 1945 年生まれ。1986 年東北大学教授，2004 年より中央大学経済学部教授。専門は国際金融論，経済統合論，ヨーロッパ経済論。著書：『ユーロ危機とギリシャ反乱』（岩波新書，2016 年），『現代ヨーロッパ経済（第 4 版）』（共著，有斐閣，2014 年）他。

EU にとって中国は輸入 1 位，輸出 3 位の重要な通商相手国で，2010 年代に対中輸出と中国の対 EU 直接投資は急成長している。EU は 06 年通商政策から中国に市場アクセスや公正競争の要求を続けているが，中国は EU 加盟国の切り崩しなどで対応する。ユーロ危機で弱体化した EU 諸国すべてに直接投資攻勢をかけ，一帯一路政策の戦略地域への整備を進める。欧米分断の意図も強まり，EU 米国 FTA (TTIP) への影響が注目される。

I 21 世紀の EU 通商政策と中国

1. EU の 2 つの通商政策

EU では共通通商政策の交渉権限を欧州委員会が持ち，20 世紀には GATT/WTO の自由・無差別・多角（多国籍）主義の世界貿易体制の発展を米国と共に支えてきた。

しかしドーハラウンド停止直後の 2006 年 7 月に新たな通商政策を打ち出し，市場規模と高成長で注目される新興国（地域）との FTA 形成を掲げた¹⁾。ASEAN，韓国，Mercosur（南米南部共同市場），次いで，インド，ロシア，GCC（湾岸協力会議諸国），中国を相手とし，交渉分野に知的財産権（IPR），政府調達，競争政策などいわゆる「WTO+」を含めた。だが，EU 韓国 FTA が唯一の成果で²⁾，ASEAN とは 07 年交渉開始合意・09 年 3 月交

渉停止，インドとも同年交渉開始・13 年事実上停止など，他の交渉は難航した。

EU は 2010 年 11 月新通商戦略を打ち出した。FTA 形成により GDP の 1% 以上（約 1500 億ユーロ）引き上げを目指し，相手国を米日中露印とする³⁾。交渉分野は，NTB，政府調達，サービス貿易，投資，資源やエネルギーへのアクセス，知的財産権（IPR），競争政策，衛生・植物衛生，持続可能な開発など広範囲で，米日とは 13 年交渉が始まった。

なお，EU カナダ FTA (CETA) は 09 年 10 月交渉開始，13 年 10 月基本合意，14 年 8 月詳細取り纏め作業終了，9 月署名と進み，批准過程に入った。CETA は EU 米国 FTA (TTIP) のひな形との期待もある。また ASEAN とは各国交渉に切り替え，シンガポールと 10 年 3 月交渉開始，13 年 9 月最終合意，ベトナムとは 12 年交渉開始，15 年 12 月合意文書に署名し，

ASEANで2カ国目となった。

2. 中国への包括的戦略をめぐって

EUの中国に対する反ダンピング措置が2004年頃から急増、農産物、鉱産物、化学品、鉄鋼、カラーテレビなどが対象となった。06年通商政策でEUは、中国には「機会とリスク」が併存し、特別の包括的戦略が必要とした。

EU中国通商関係を、Holslag [2015]は、2005年までの「熱狂期」、06年以降の「冷却期」に2分し、冷却要因を次のように言う。21世紀に入ると中国は、グローバル生産ネットワークにおける劣位を認識し、強大な産業と知識ネットワークの構築、世界貿易への影響力などの戦略を追求するようになった。国有の大企業・大銀行の力が強まり、中国に進出したEU企業は厳しい規制と技術移転や中国企業との合併など様々な要求を突きつけられる。政治面でもリベラルな諸価値（民主化、人権など）の採択は進まなかった⁴⁾。

「冷却」を示す最初の文献は、欧州委員会の2つの06年対中国通商文書である。市場開放・公正競争を求め、人権・民主主義など価値の面での後退を批判するなど、EU中国間の懸案を率直に全面的に提出した⁵⁾。第2文書では、「中国はWTO義務を遵守し、商品・サービス・投資および政府調達市場の自由化を続け、欧州の投資家に対する技術移転の強制と輸出条件の賦課を止めるべきだ。EU企業のIPR（知的財産権）などの法的権利を強く保護し、不公正な補助金や戦略産業の保護を終了すべきだ⁶⁾と中国の方針転換を求めた。これらの解決のため、EU中国関係の法的基礎である「1985年貿易と協力の協定」を更新し、「連携と協力の協定（Partnership and Co-operation

Agreement）」を追求すべきとした。

だが、2010年通商戦略文書では06年から10年までを振り返って、医薬品、ICT部門、政府調達などのキー部門で中国政府から技術移転の圧力がかかり、金融サービス・自動車部品などではWTO訴訟により解決し、レアメタル輸出制限はWTO訴訟に持ち込まざるを得ないなどと指摘し、上記「協定」への進捗は困難とした。また、補助金による過剰生産など中国のシステム問題や政府の競争への介入を批判した⁷⁾。

EU（欧州委員会）は今日までこの路線を一貫させている。中国が社会主義市場経済あるいは国家資本主義の体制にある限り受け入れがたい諸要求であろう。EU中国首脳会議は毎年開催され、分野別対話の委員会や実務家組織などが次々に形成されるが、新協定への進展はない。1985年協定が今もEU中国関係の法的基礎である。

II EUの対中輸出の急激な伸び —ユーロ危機以降

1. 中国の覇権志向の明確化と米国・EUの姿勢転換

EUと中国は1975年外交関係を樹立し、78年に「貿易協定」、85年「貿易と協力の協定」が調印された。中国の本格的な市場開放は、ソ連崩壊を受けて1992年鄧小平が「社会主義市場経済」を掲げて以後のことである。

アジアの高度成長を受けて、1990年代半ばにEUはアジア重視へ動き、96年「欧州アジア会合（ASEM）」開始、98年4月には第1回EU・中国首脳会議（以後ほぼ毎年開催）、2001年中国のWTO加盟へと進んだ。この間に中国

の関税は大幅に引き下げられ、非関税障壁の撤廃も進んだ。

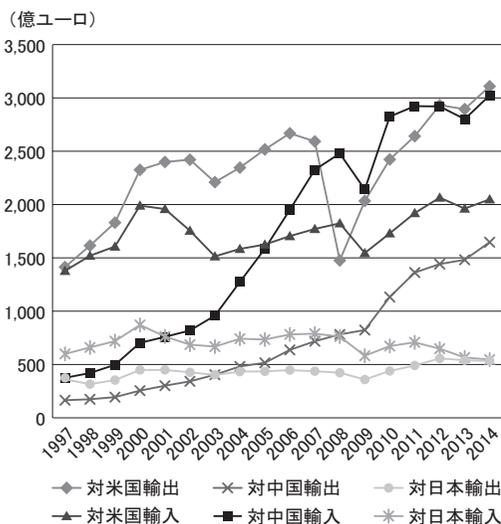
米国も EU も、中国が豊かになれば中間所得層が生まれ民主化も進み、やがて米国や西欧のような国になり、中国市場の巨大な可能性を手できると期待していた。米欧ともに日本をライバルとみなし、将来の友好国中国の成長・強大化を積極的に支援、市場開放、技術供与、企業の対中進出を進めた。だが、中国は共産党独裁の下でむしろ独自の経済体制と覇権志向を明確にしていった。EU は 06 年から「冷却期」へ、米国も 2010 年アジアシフト (pivot) 政策から徐々に中国批判へと動いた。それは中国の戦略的行動を刺激した。

2. ユーロ危機以降、EU の対中輸出は加速

EU の中国への輸出は最近急伸している。中国、米国、日本に対する EU の商品輸出入の推移を見よう (図 1)。

1997 年、EU の対米国貿易収支はほぼ均衡、日本と中国からの輸入がほぼ同額であった。10

図 1 EU の米・中・日との輸出入の推移 (1997-2014 年)



(出所) Eurostat より筆者作成。

年後の 07 年、日本からの輸入は 1.3 倍だが、中国からの輸入は 6.2 倍、14 年には 3000 億ユーロを超えた。ただし、ユーロ危機とその後の EU の低成長により、対中輸入は 14 年 2010 年比で 1.03 倍と停滞、日米からの輸入も 13 年で減少した。

ところが EU から中国への輸出は 97 年から 09 年までの 12 年間で 5 倍に伸び、2010 年から加速して 14 年までに 2 倍に増えた。貿易収支は 12～14 年は年額 1300 億ユーロから 1500 億ユーロと EU 側の大幅赤字で、約 1000 億ユーロの対米貿易黒字より大きい。とはいえ、10 年以降の対中輸出の急伸が印象的だ。中国の成長率が低下した 2015 年も 1-9 月の前年比で EU の輸出 5%、輸入 16% と伸びた。EU の成長率がやや回復し、対中輸入が再び増えている。

EU の対中貿易に占めるシェアはドイツが最大で、輸入で 26% から 27%、輸出では 2000 年代半ばに 41%～43%、最近 3 年間は 45% から 46% へ上昇した。

中国は 06 年から EU の輸入相手国 1 位で、最近では 2 位の米国を 1000 億ユーロ近く引き離している。中国からの輸入は、低価格の消費財 (繊維衣類、皮革・靴、家具など) と資本財 (機械、部品など) であるが、サービス貿易を含めた 2013 年のデータでは、資本財 65%、サービス 15%、消費財 20% の割合である。

Ⅲ 中国の対 EU・FDI 急伸と中国人の欧州観の転換

1. EU と中国の間の直接投資 (FDI) の動向

2012 年 EU の対中国 FDI ストックは 799 億ドル、内訳は大きい順にドイツとイギリスが約 170 億ドル、フランス、オランダが約 100 億

ドルである。これらは従来からの EU 企業の中国進出によるもので、EU27 カ国は中国と双務投資協定 (Bilateral Investment Agreement: BIA) を結び、自国企業の防衛、中国での自由な市場アクセス・企業活動をはかっている。EU 企業の中国 FDI ストックは 2001 年の 302 億ドルから 08 年 616 億ドルに倍増したが、08 年から 12 年まで 1.3 倍と伸びは鈍った。

反対に中国 FDI の EU ストックは 2012 年 315 億ドル、米国ストック 170 億ドルの約 2 倍である (図 2)。3 年ごとでは、2003 年 4 億ドルが 06 年 13 億ドルへ 3 倍、09 年 63 億ドルへ 5 倍、09 年から 12 年までにさらに 5 倍となった。14 年には 550 億ドルに達した。米国は高度技術部門への中国企業の進出を拒否するなど障壁を設けているが、EU には制限がない。中国 FDI ストックの国別の内訳は、図 2 のように英独仏が高い。ルクセンブルクは中国 FDI 資金の流入口であって、同国での金融部門だけでなく、別の諸国に分散する。オフショア市場

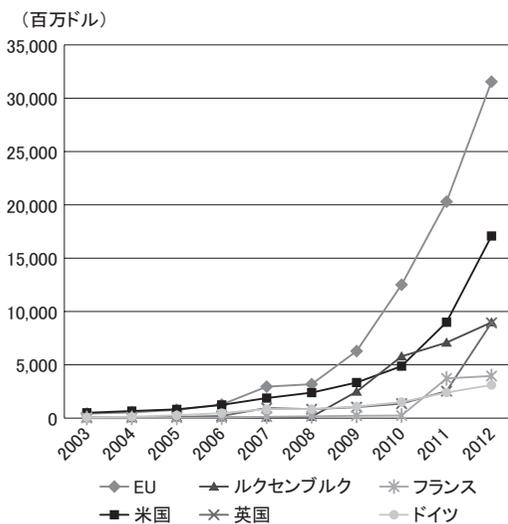
からも中国の FDI 資金が流入し、また香港の FDI には事実上中国企業の FDI が含まれ、中国企業の対欧 FDI は本国の統計値よりかなり大きい。

最近欧州では、国有企業を中軸とする中国の活発な FDI 進出が注目されている。機械・自動車・化学・情報通信など EU の先進技術部門を狙って企業進出をはかっている。ドイツなどで活発である。また空港・海港・輸送などロジスティクス部門、高速道路・鉄道建設のインフラ部門、発電送電設備・原発などエネルギー部門でも FDI によって株式を取得し、あるいは運営権を獲得している。

中国の輸出主導高度成長はリーマン・ショックで終焉、投資主導高度成長へ転換したが、その成長は、設備投資・インフラ投資・不動産投資の 3 大投資部門により牽引された。今日それらの部門で過剰投資が顕在化し、低成長やマイナス成長へ移行した。それらを含めて過剰資本が強烈な勢いで対外 FDI へ向かっている。高度技術獲得などその戦略性も明らかである。

中国の対 EU 加盟国 FDI は、Heritage Foundation の統計では、2005 年から 14 年前半までに、イギリス 236 億ドル (不動産 71 億、エネルギー 49 億、金融 48 億、農業 23 億など)、フランス 106 億ドル (エネルギー 66 億、輸送 16 億など)、イタリア 69 億ドル (エネルギー 35 億、技術 24 億)、ドイツ 59 億ドル (不動産 23 億、技術 10 億)、ギリシャ 55 億ドル (輸送 52 億)、ポルトガル 54 億ドル (エネルギー 40 億、金融 14 億)、スペイン 24 億ドル (不動産と技術) となっている⁸⁾。ポルトガルは財政緊縮に迫られ国有財産 92 億ユーロを売却したが、中国はその 45% を購入した。中国はポルトガル最大の FDI 供与国となった。Huawei(華

図 2 中国の対外 FDI ストック (2003-2012 年)



(出所) UNCTAD 統計より筆者作成。国別の詳細統計は 12 年まで公表。

為技術有限公司)は技術防衛を理由に米国から閉め出されたが、EUには自由に進出し、イタリア、スペインなどで技術を取得している。

ドイツでは機械・自動車部品・エネルギー効率・ハイテク部門などに連年FDIが流入するが、最近では中小企業を含めて技術獲得を目指したM&Aが「中国企業の参入モードになった」との指摘がある。フランスでは2011年に原子力発電、空港施設、不動産などに巨額の資金が集中した。ある年にある国にFDIを集中させるやり方も中国FDIの特徴の一つで、14年にはイタリア、ポルトガル、スペイン、イギリスにおいて、インフラ部門、エネルギー供給(風力発電など)、不動産などにFDIが集中した。EU周縁諸国へのFDIも非常に活発である。ギリシャのピレウス港で2つのコンテナ施設の管理権を獲得したが、ギリシャ財政がユーロ危機で破綻しなければ政治的理由により取得不可能であった。スロベニア・クロアチアでもアドリア海海港の使用権を取得した。

これらロジスティクス部門やインフラ部門は習近平の「一帯一路」政策における欧州側施設の取得という意味もある。権利を取得した海港には中国軍艦の寄港も行われ、経済力・軍事力一体の運用も見て取れる。ポルトガル、スペイン、ギリシャ、ハンガリーなどの不動産取得では一定以上の金額(スペインでは最低50万ユーロ)を出せば非欧州人でも不動産を購入できる「黄金ビザ」制度があり、その利用のほとんどは中国人ないし中国企業という⁹⁾。

EUへの中国のFDIはユーロ危機の2010年から急増する。EU経済はユーロ危機によって脆弱化し、民間も政府も外からの投資資金流入や財政支援を大歓迎するようになった。中国はそこを巧みに利用し、ポルトガルとギリシャの

国債購入など一定額の政府支援を行うと共に、EU諸国およびEU加盟候補国(西バルカンのセルビアなど)のほとんどすべてにおいてFDI攻勢をかけている。米国資本はEUから撤退しているが、中国からのFDI流入が上回る。とりわけ、ユーロ危機に直撃された南欧諸国やバルカン半島諸国、東欧諸国など周縁国への中国資本の進出は「新マーシャル・プラン」と歓迎される。人の進出も中国FDIの特徴であって、中国生まれの人口は、イタリアで20万人、スペイン14万人、ドイツ13万人、イギリス11万人などである¹⁰⁾。「一帯一路」政策により中国の対EU・FDIはさらに加速していくであろう。

2. 中国の欧州観、欧州の中国観の大転換

中国は「中華4000年」文明による対欧州優越感と植民地被支配の対欧州劣等感の双方を抱いている。改革開放後、中国近代化のモデルを西欧の経済と福祉国家に求める議論はかなり盛んであった。ユーロと経済規模とにより中国はEUを多極化世界の「極」の一つと評価していたが、ユーロ危機を境に評価は一気に下がった。

欧州は中国発展のモデルになりえない、中国の体制の方が優越している、という議論が中国の言論界で盛んになった。消費者保護の商品基準、エコロジー、持続可能な都市化など中国が学ぶ点はあるという議論の一方で、ユーロ危機で価値の低下したEU各国の技術や資産を安値で買い上げ、ひいては「逆植民地化」しようという主張さえ出ている¹¹⁾。李克強は欧州と中国の発展モデルを同等と位置づけ、双方が成功すれば世界はもっと調和的繁栄的になるといった。習近平と李は、中国がEUを助ける見返りに、EUの対中武器禁輸の中止、MES(市場経

済国)の地位の承認、IMFでの中国の地位引き上げ、中国のやり方・価値観(ソブリンや人権)を認めよとの主張を繰り返している。中国とEUの間のパワーシフトを受け入れよ、というのである。

購買力平価(PPP)ベースで見ると、中国は2014年米国を抜き、世界最大の経済大国となった。ユーロ危機で自信喪失の欧州では、西欧・米国から中国へ世界パワーシフトが起きているという見方が圧倒的に多数になっている。2015年6月米国の世論調査会社ピュー・リサーチ・センターは米国がスーパーパワーを維持するのか、中国がとって代わるのかについて世界規模の世論調査の結果を発表した。中国人の67%は「とって代わる」と見ている(「米国が維持」は16%)。米国では46%対48%でわずかに「代替」が多い。オーストラリア、韓国、南米諸国、アフリカ諸国では「代替」がかなりの差で多数である。米国から中国へのパワーシフトが今や世界の常識である。欧州では、仏独英伊スペインの5大国すべてで「代替」が約60%(仏では66%)、「維持」は30%台である。日本では米国が地位を「維持」が77%と高く、「日欧ギャップ」がある。ユーロ危機以後の欧州の中国に対する低姿勢には世界パワーシフト観も反映していると考えられる。

3. 中国の対EU加盟国戦略

EU(欧州委員会)は中国に対して人権・民主化など基本的価値の要求を含めてEU企業の中国市場アクセス、技術移転やIPR(知的財産権)に関する厳しい要求を貫いている。しかし中国はそれに痛痒を感じていないようだ。中国からの輸出には反ダンピング税などEUからの一定の干渉はあるものの、大きな障害にはなっ

ていないし、FDIは歓迎されている。EUが原則的姿勢を貫徹しても、EU加盟国レベルで掘り崩す戦術も中国は駆使する。

中国の太陽光パネル輸出に関する顛末がその好例となる。同部門の世界生産に占める中国のシェアは09年の約45%から12年60%に上昇、輸出攻勢により世界輸出シェアは09年の5%から12年58%に急騰した(12年の中国の生産能力は世界需要の150%)。同年EUの中国からの輸入は総輸入の87%であった。EU企業からダンピング訴訟があり、欧州委員会のデヒュフト(Karel de Gucht)貿易担当委員は中国政府の補助金(安い電力、融資および不動産優遇を含む)とダンピング訴訟企業への中国市場からの排除の2つを理由に、厳しい措置を準備した。

中国政府はこれに対して、①EUからの輸入ワインへのダンピング調査、②乗用車への同様の調査の予告、③EUの中国パネル販売小売企業のロビーイング支援(「安価な中国製品への反ダンピング関税は価格を引き上げEUの環境保護政策を掘り崩し何千もの雇用を犠牲にする」とのキャンペーンへの補助)、という対抗措置を実施した。①は仏伊西など、②は主としてドイツへの脅しである。EU加盟国は腰砕けとなり、ドイツを先頭にデヒュフト委員に緩和を要求、中国の関係90企業が最低価格(アンダーテイキング)ワット当たり56セントに従うか、従わない企業に64.9%の関税賦課で決着した¹²⁾。

IV 交渉中の懸案と展望

EU、中国にとって相互の経済的重要性は最近ひととき高まっている。中国はEUに対し

て FTA を提案しているが、欧州委員会も欧州財界団体も「時期尚早」と問題にしていない。現在の交渉課題は、先ず「連携と協力の協定」であるが、人権・民主主義など政治面、国有企業優遇・FDI 規制など中国の体制問題の障壁が高すぎて、07 年に始まった交渉は 11 年から停止している。目下の懸案は、第 2 の「EU 中国包括的投資協定 (comprehensive EU-China Investment Agreement)」である。09 年 12 月リスボン条約が発効し、EU (欧州委員会) は新たに外国直接投資交渉の権限を獲得した (EU 運営条約第 207 条)。EU27 カ国と中国との間の既存の双務投資協定を単一の EU 中国協定とする交渉で、EU が進める。

この協定は 2013 年 11 月第 16 回 EU 中国首脳会議で打ち上げられ、「投資の漸次的自由化、相互の市場での投資家への制限の除去、投資家と投資への強力な保護の法的枠組みの提供」を目指す。15 年 6 月の EU 中国首脳会議の共同声明では「15 年末までに協定の共同原本を作成」という。それを受けて双方が原本を作る合意はできたが、「共同原本」に行き着くのは難しいと筆者はみている。

在中国 EU 商業会議所 (EUCCC) の 2014 年サーベイでは、中国に進出した欧州企業の 3 分の 2 は「中国で仕事がやりにくくなった」と回答している。欧州 33 カ国の財界団体をメンバーとするビジネスヨーロッパは 15 年 3 月のレポートで、中国の各部門に存在する多数の障壁を指摘・分析し、国家資本主義的性格 (不透明性、技術移転を拒むと報復措置、政府調達への強い制限、現地進出企業への政府の諸要求など) の強化に懸念を表明し、投資協定に疑問符を付ける¹³⁾。このような産業界をバックに EU は原則を貫くが、中国は適当に交渉継続で対応

し、その間に EU 加盟国に働きかけて貿易と投資を拡大、中国企業は欧州に着々と地盤を築く戦略であろう。

欧州の従来の論調は、欧州を「分断して支配」しようとする中国の戦略に、欧米分業で対抗する、であった¹⁴⁾。だが、英独仏伊など EU 主要国は AIIB (アジアインフラ投資銀行) に米国の反対を押し切って参加を決めた。AIIB は EU の欧州投資銀行 (EIB) とすでに密接に協力する。EU も EU 諸国も一帯一路政策を歓迎し、それを EU のインフラ整備計画 [欧州委員会ユンケル委員長が打ち出した民間資金利用の 3150 億ユーロの EFSI (欧州戦略投資基金)] に結びつけようとしている。15 年 6 月の首脳会議で李克強は EFSI に数十億ドルの支援を約束し、EU 側の期待に応えた。一帯一路政策は構想が巨大すぎて習近平の背伸びも感じられるが、中国の欧州取り込み戦略と捉えることもできる。イギリスは習近平の 10 月訪英に女王まで動員して歓待につとめ、独仏首脳も引き続いて中国を訪問し、懸案を取り決めた。今までのところ、中国の矢は的を射貫いている。

2015 年末に浮上した重要な問題は、中国の「市場経済ステータス MES」承認問題である。中国側は WTO 加盟から 15 年が過ぎれば自動的に MES を取得できると解釈して、EU に承認を迫っている。MES を取得すれば、EU が反ダンピング措置を中国に対して発動するのが、非常に困難になるのである。中国の通商政策に批判的だったバローゾ欧州委員会に対して現行のユンケル欧州委員会は対中融和的な姿勢を強めているように見える。欧州委員会は、上述したユンケル委員長のインフラ投資基金への中国の大規模の出資に期待しており、それが融和方針を導いている、という。欧州委員会は

16年2月にも中国にMESを認める法案を提出するとの観測もある。これに対してEUの伝統産業（鉄鋼、セラミック、繊維、太陽光発電装置など）は、MES承認により350万人の失業者がでると警告して反対している。英国政府はMES承認に諸手を挙げて賛成、メルケル首相も昨年10月訪中の際に李克強に対して「原則として賛成」の意向を伝えている。15年末米政府はEUがMESを承認しないよう、警告を発した。新年の展開が注目される。

このようなEU中国関係の新展開が米EU連携協定（環大西洋貿易投資協定：TTIP）にどう影響するのか注目される。中国との投資協定交渉でEUが交渉力を確保するためにはTTIP合意による欧米連携がきわめて重要である。TPPが15年10月に合意し、中国にとって米欧分断の重要性が高まった。欧州側もそこは理解しているし、一帯一路政策かTTIP合意かという二者択一でもない。それでも、TTIP合意に積極的なEU（欧州委員会）を英独仏など加盟国が支持するのか抵抗して交渉が長引くのか、そのゆくえは、21世紀前半の世界のパワーのあり方にも影響を及ぼすことになろう。

【注】

- 1) European Commission [2006a].
- 2) 2015年通商政策報告書で欧州委員会はEU韓国FTAに最大級の評価をしている（European Commission [2015], p. 9.）同FTAについては、拙稿 [2013] を参照。
- 3) European Commission [2010a].
- 4) Holslag, Jonathan, in: Aggarwal, Vinod & Sara A. Newland (ed.), pp. 131-132.
- 5) European Commission [2006b].
- 6) European Commission [2006c], p. 3.
- 7) European Commission [2010b], pp. 16-17.
- 8) Financial Times, 2014.10.07.

- 9) Gedement, François & Angela Stanzel [2015], Xu et al. [2012] に詳しい。
- 10) Financial Times, 2014.10.08.
- 11) ユーロ危機以降の中国のEU観の転換については、Schilling, Eva [2012] による。
- 12) Financial Times, 2013.07.31, および通商広報 2013.12.16. & 欧州委員会貿易総局資料 (<http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/china/>) による。
- 13) BUSINESSEUROPE [2015].
- 14) Tunsjo, Oystein [2015], in: Aggarwal, Vinod & Sara A. Newland (ed.), p. 163.

【参考文献】

- BUSINESSEUROPE [2015], EU-CHINA Relations 2015 and beyond.
- European Commission [2006a], Global Europe: competing in the World—A Contribution to the EU's Growth and Job Strategy, COM (2006) 567 final & SEC (2006) 1230
- European Commission [2006b], EU-China: Closer partners, growing responsibilities, COM (2006) 631 final.
- European Commission [2006c], A policy paper on EU-China trade and investment, COM (2006) 632 final
- European Commission [2010a], Trade, Growth and World Affairs—Trade Policy as a core Component of the EU's 2020 Strategy.
- European Commission [2010b], Report on Progress Achieved on the Global European Strategy, 2006-2010.
- European Commission [2015], Trade for all—Towards a more responsible trade and investment policy.
- Gedement, François & Angela Stanzel [2015], The European Interest in an Investment Treaty with China, European Council on Foreign Relations, Policy Brief.
- Guerin, Selen Sarisoy [2010], Do the European Union's bilateral investment treaties matter?, CEPS Working document No.333/ July.
- Holslag, Jonathan [2015], "Explaining Economic Frictions Between China and the European Union", in: Aggarwal, Vinod & Sara A. Newland (ed.), *Responding to China's Rise, US and EU Strategies*, Springer Verlag.
- Schilling, Eva [2012], When the rising dragon sees fading stars: China's view of the European Union, CEPS Special Report No. 73/ November.
- Tunsjo, Oystein [2015], in: Aggarwal, Vinod & Sara A. Newland (ed.).
- Xu, Ting/Thiess Petersen/Tianlong Wang [2012], Chinese Foreign Direct Investment in the U.S. and Germany, Bertelsman Stiftung.
- 田中素香 [2013] 「EU新通商戦略とEU韓国FTA」, 経済学論纂（中央大学）第53巻第5・6合併号, 所収。
- 田中俊郎 [2015] 「EU・中国関係—EUの対中政策を中心に」 東亜 No. 582, 12月号, 所収。